

「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」認定制度実施要領

1. (目的) 自殺対策を担う人材としてゲートキーパー薬剤師を養成認定し、地域におけるゲートキーパーの役割を担い、自殺予防啓発の活動を行うことを目的とする。
2. (名称) 名称は、「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」とする。
3. (認定要件) 次の要件を満たすものを、明石市薬剤師会会長が認定する。
 - ① 薬剤師免許証取得3年を経過していること。
 - ② 明石市薬剤師会会員であること。
 - ③ 兵庫県薬剤師会又は明石市薬剤師会が実施した自殺対策を担う人材(ゲートキーパー)養成研修会を2回以上受講したものであること。
 - ④ 「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」として活動することを希望するもの。
4. (申請)
 - (1) 3.の認定要件を満たすものは、明石市薬剤師会がホームページに掲載する「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」認定申請書に、必要事項を記入し、明石市薬剤師会事務局に提出する。(郵送可)
 - (2) 認定申請の受け付けは、毎年次の期間とする。
Ⅰ期 3月1日～3月31日 (認定日は4月1日)
Ⅱ期 9月1日～9月30日 (認定日は10月1日)
 - (3) 明石市薬剤師会は、当該認定申請書の記載事項を確認したうえで、認定証を交付する。
5. (更新要件) 次の要件を満たす「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」は、認定を更新する。
 - ① 兵庫県薬剤師会又は明石市薬剤師会が実施した自殺対策を担う人材(ゲートキーパー)養成研修会を5年間に2回以上受講したものであること。
 - ② 「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」として活動していること。
6. (更新)
 - (1) 「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」は、原則5年ごとに更新する。
 - (2) 「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」の認定を更新する場合は、期間満了までに明石市薬剤師会がホームページに掲載する更新申請書を明石市薬剤師会事務局に提出する。(郵送可)
 - (3) 明石市薬剤師会は、当該認定更新申請書の記載事項を確認したうえで、更新認定証を交付する。
 - (4) 「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」の認定更新については、明石市薬剤師会ホームページの当該リストに更新した旨掲載する。
7. (その他)
 - (1) 明石市薬剤師会認定ゲートキーパーが勤務し、希望する店舗には、明石市薬剤師会ホームページに店舗名を掲載し、ステッカーを配布する。配布されたステッカーは、店舗の見える場所に掲示すること。
 - (2) 「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」認定証の再発行を希望する場合には、明石市薬剤師会がホームページに掲載する再発行申請書を明石市薬剤師会事務局に提出する。(郵送可)
 - (3) 再発行は有料とする。
 - (4) 本要領は、令和2年8月6日より実施する。